

## 消費税の大ウソ 前編

帯広市医師会  
帯広中央病院

よしだ  
吉田

みつづ  
貢

消費税が導入されたのは1989年で、目的は直接税と間接税の比率を是正するためとされた。

ところがいつの間にか、消費税は医療福祉の財源であると言われるようになった。だがそれが本当なら使用目的が特定される厚労省の「特別会計」に入れないとウソになってしまう。消費税は「一般会計」なので、何に使われるかを特定できず、医療福祉の特定財源にはならないからだ。むしろ金額ベースで見ると、外国人株主の利益の為の法人税減税の財源、もしくは国債の償還費用と考えるのが、最も妥当な消費税の説明となる。

間接税とは、税金を負担する人に納税義務がなく、代わりに事業者に徴収と納税義務のある税金である。酒&たばこ税、入湯税などが有名だが、給料所得者の所得税も源泉徴収という形の間接税となっている。

なぜ間接税の比率を高める必要があるのだろうか？

個人に直接税金を掛けると、口座引き落としの場合でも、残高不足で税金を徴収できないことが普通に生じてしまう。間接税にすれば、“支払い義務”が事業者にあるので、税金の取りっぱぐれが少なくなり、財務省にとっては大変ありがたいのである。

さて消費税は、購入した商品の価格の10%を税金として消費者が負担するとされ、間接税として導入されたが、実は消費者が負担する間接税ではなく、事業者に対する直接税と解釈するのが正しい。

なぜなら例えば酒税であれば、お酒を“消費した人だけ”が負担し、価格によらず税額が決まっているが、消費税の場合は、お酒を製造する各過程の取引引きで業者に税負担が発生しているからだ。

一方、消費税は最終消費者（お酒を購入した人）が負担する“建前”の為、各取引で発生した消費税に対して「仕入れ税額控除」が適用され、それぞれの事業者がお国に納入する消費税は、仕入れの際に負担した消費税分が控除される。

例えばB業者がA業者から110円でお米を仕入れ、お酒を製造し330円で小売りのC業者に卸し、C業者が440円で販売したとする。それぞれの消費税負担だが、A業者は10円でもいいが、B業者は30円ではなく、「仕入れ税額控除」が適応され、 $30 - 10 = 20$ 円。C業者の場合も40円ではなく、 $40 - 30 = 10$ 円だけ払えばよい。この取引引きで政府に納められるトータルの消費税額は40円で、あたかも「価格400円のお酒を購入した消費者が40円の消費税を負担した」よ

うに見せかけることができるのである。

上記の取引引きのどこにも消費者が登場しないように、消費税の実態は事業者にかけられた第2法人税のようなものである。そして消費税分を値段に上乘せするしないを含めて、価格を決定するのは業者の経営判断である。前述の小売りのC業者で言えば、消費税があっても値段を400円にしてもいいし、仮に消費税がなくても値段が440円で何の問題もない。

同じカップ麺の値段が店によって88円、108円、135円と様々であるように、価格はビジネスの取引引きの力関係で決定され、消費税を払うと事業者の取り分が減るとというのが正しい認識となる。

もちろん例外もある。その代表が診療報酬制度によって、日本中のすべての医療価格が決められている医療業界だ。ここで病院側に100万円の売り上げがあり、その仕入れが72万円だったと仮定しよう。

まずは消費税がない場合を考える。売り上げと仕入れの差額を「粗利益」と呼び（付加価値とも言う。以後、粗利と略す）、この場合の粗利は28万円となる。そしてこの粗利の中から、従業員の給料や借金の返済など様々な支払いを引いて「純利益」が確定する。

次に消費税がある場合を考える。医療機関は消費税分の価格上乘せができないので、売り上げは100万円のままとする。ところが、仕入れには消費税が上乘せされ80万円となってしまい、粗利は20万円にダウンしてしまう（大まかな数字にしています）。

卸に消費税分の値引きをしろと言っても、これ以上は無理ですとなる。理由は納入業者も本来80万円で売りたいのだが、医療機関との取引引きのため、ぎりぎり価格を下げ72万円にしていたからだ。

一方、医療機関が消費税分として値段を110万円にアップできれば、実際にお国に納入する消費税は3万円なので、医療機関の粗利は27万円となる。「仕入れ税額控除」で、すでに支払った7万円の消費税分を引いた額を支払えばいいからだ。

ただし患者の自己負担は健康保険1割でも11万円に上昇してしまう。

輸出自動車の場合も、国際的な価格競争が厳しく、消費税分を価格に上乘せできない。

そこで政府は消費税分として自動車業界に補助金を出している。例えば、輸出した100万円の自動車の仕入れが消費税込みで80万円とすれば、消費税の補填として7万円を支給しているのである。

医療業界においても、消費税分の補助金を出していただければ、患者様の負担増を伴わない解決策となる。だが政府は医療業界に対しては、補助金を出すのではなく、その分を診療報酬に上乘せする形で決着させてきた。理由はただ単に医療費を抑制したいからだろう。補助金なら自動的に金額が決まってしまうが、医師会との価格交渉なら、如何様にでも値切る方法があるからだ。（つづく）